国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure,Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お 知 ら せ

記者発表資料	平成２８年１１月　７日

＜同時資料提供先＞

合同庁舎記者クラブ・鳥取県政記者会・島根県政記者会・岡山県政記者クラブ・広島県政記者クラブ・山口県政記者クラブ・山口県政記者会・山口県政滝町記者クラブ・中国地方建設記者クラブ

『道路協力団体』の第１回の指定に向け、募集を始めます！

○　中国地方整備局ではこのたび、道路協力団体[注)]を公募することとなりました。
○　今回は、道路協力団体が創設されて初めての指定に向けた公募です。
○　公募の対象となる区間、事前相談期間、申請受付期間等の情報は、別紙の各事務所のホームページでご確認下さい。

注）道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、本年４月に創設されました。制度の概要については、別紙をご覧下さい。

詳しくは、国土交通省のホームページをご覧下さい。
http://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html

○問い合わせ先
国土交通省中国地方整備局
ＴＥＬ０８２－２２１－９２３１（代表）
道路計画課長　岡本（おかもと）　雅之（まさゆき）　（内線4211）
建設専門官　前田（まえた）　文雄（ふみお）　（内線4614）

（広報担当窓口）　広報広聴対策官　坂屋（さかや）　政之（まさゆき）　（内線2117）
企画部　環境調整官　松本（まつもと）　治男（はるお）　（内線3114）

（別紙）

道路協力団体の募集を行う事務所一覧

事務所名	ホームページＵＲＬ	問い合わせ先
鳥取河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/road/kyoryoku_dantai/	（制度）計画課 （申請）道路管理第1課 0857-22-8435（代表）
倉吉河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/road/kyoryokubosyuu/dourokyoryokudantai.htm	（制度）調査設計第2課 （申請）道路管理課 0858-26-6221（代表）
松江国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/index.html	（制度）計画課 （申請）管理第1課 0852-26-2131（代表）
浜田河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/modules/douro2/index.php?id=23	（制度）調査設計課 （申請）道路管理課 0855-22-2480（代表）
岡山国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/organization/road-organization.html	（制度）計画課 （申請）管理第1課 086-214-2220（代表）
福山河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/road/useful/organization.html	（制度）調査設計第2課 （申請）道路管理第1課 084-923-2620（代表）
三次河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/bosyu/H28/dourokyo_H28.pdf	（制度）調査設計課 （申請）道路管理課 0824-63-4121（代表）
広島国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/involved/dantai/index.html	（制度）計画課 （申請）管理第1課 082-281-4131（代表）
山口河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/cooperation/index.html	（制度）計画課 （申請）道路管理第1課 0835-22-1785（代表）

平成 28 年４月より

『道路協力団体制度』が創設されました。

１．道路協力団体制度とは？

●道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。

●道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

２．制度の特徴

●業務を行うにあたり３．②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。

●道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

３．道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
（例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事）

② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第４条の２０

1） 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
（例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊）

2）トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
（例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場）

3）道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
（例：シェアサイクル施設）

4）広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
（例：掲示板）

5）標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
（例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯）

6）食事施設、購買施設等
（例：オープンカフェ、マルシェ）

7）道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
（例：道路に関連したイベント開催に要する機材）

③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
（例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報）

④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
（例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査）

⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
（例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催）

⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】

4．指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。

申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

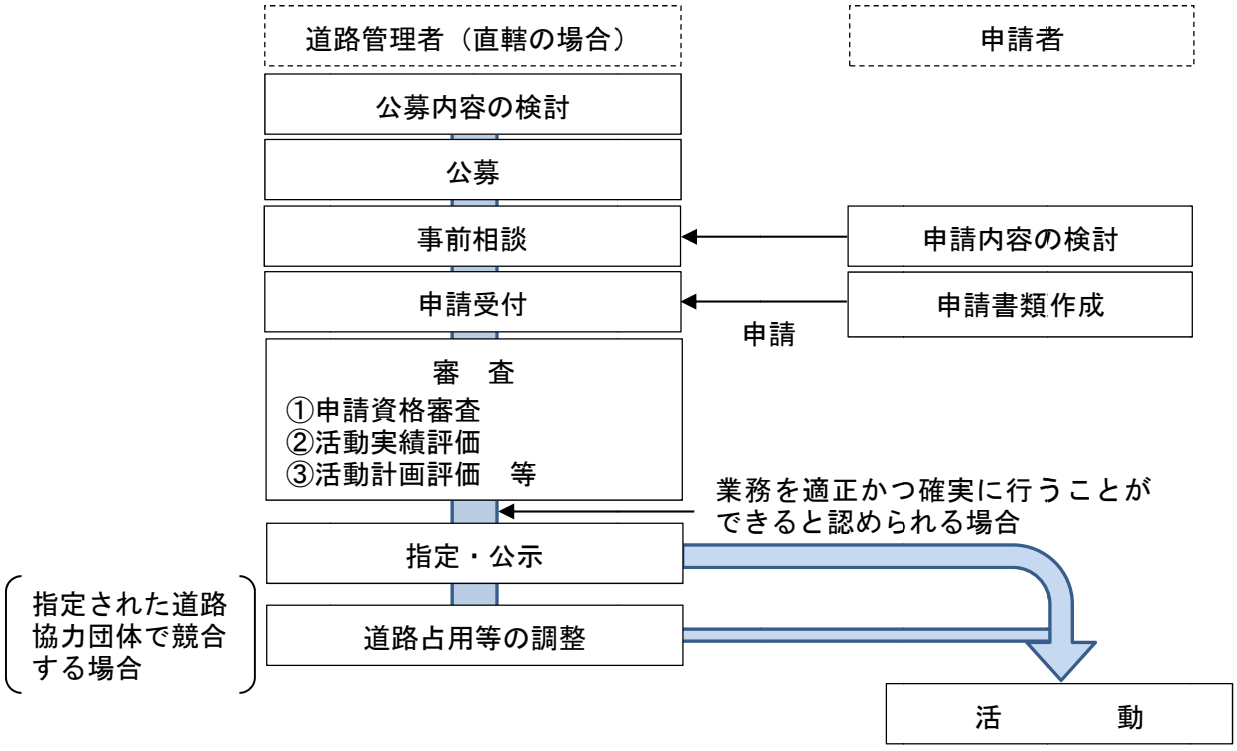

ホームページの URL　http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/doyroj/dantai/